

取手市電子入札心得

取手市が電子入札により一般競争入札及び指名競争入札に付する建設工事・建設コンサルタント業務等の入札条件及び留意事項等は、次のとおりとする。

なお、この心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1 全般的な留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、取手市契約規則（昭和58年規則第14号）、取手市建設工事等電子入札運用基準（平成18年基準第4号）その他に定めがあるもののほか、電子入札に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札方法

- (1) この入札は、入札及び届出等を電子入札システムにより行う対象案件である。
なお、電子入札システムは、ICカードの準備中若しくは更新中の場合等、やむを得ない事由があると認めた場合に限り、紙入札方式に変えることができるものとする。紙入札の承諾に関しては、市長に承諾願を提出するものとする。
- (2) 入札書は、電子入札システムにより提出するものとし、持参、ファックスによる入札は認めない。ただし、(1)により承認を得た場合には、郵送（書留郵便等に限る。以下同じ。）によってすることができる。
- (3) 入札書の受付日時の際に、入札金額その他所定の情報が記録されない入札書は受理しない。また、郵送による場合には、受付期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。
- (4) 入札は、1回とする。
- (5) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは認めない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

- (6) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができるものとし、入札を辞退するときは、入札書の提出期間中に電子入札システム又は郵送により提出すること。また、郵送による提出の場合には、入札書提出期限の前日までに到達すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (7) 一般競争入札の場合は、入札参加受付が2者に満たない場合は、当該入札を中止する。
- (8) 指名競争入札の場合は、入札参加者が2者に満たない場合は、当該入札を中止する。

3 工事費等内訳書及び誓約書の提出

- (1) 予定価格が200万円以上の建設工事、及び予定価格が500万円以上の業務委託の入札について入札金額に対応した工事費等の積算内訳書の提出を求める。
 - (ア) 工事費等内訳書の様式は任意とするが、別に定める作成例に準じて設計図書を参考に作成するものとする。なお、押印は要しない。
 - (イ) 工事費等内訳書は入札金額の根拠となるべき内訳であるため、値引き等で調整しないこと。
 - (ウ) 工事費等内訳書は返却しない。提出された工事費等内訳書の引換え、変更又は取消は認めない。
 - (エ) 工事費等内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
 - (オ) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費等内訳書を公正取引委員会に提出する。
- (2) 予定価格が2,000万円以上の場合の入札については、誓約書の提出を求める。誓約書は、入札書の提出期間中に郵送により提出すること。

4 開札

- (1) 開札の立会いは、入札事務に関係のない市職員が立会いをする。ただし、入札参加者を対象に申し込みを受け付け、先着3名まで開札会場に入室できるものとする。
- (2) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (ア) 入札について不正の行為があった場合
 - (イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認し難い場合
 - (ウ) 紙入札の場合で、記名押印のない場合
 - (エ) 指定の日時までに到達しない場合
 - (オ) 入札書を2通以上提出した場合
 - (カ) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

- (キ) 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合
- (ク) 工事費等内訳書、誓約書の提出がない場合（３（１）、（２）の場合）
- (ケ) 入札執行（開札）日までに指名停止を受けた場合
- (コ) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合
- (サ) 市長の承諾を得ず紙入札をした場合
- (シ) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- (ス) 電子入札による場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

５ 落札者の決定方法

- (１) 落札者の決定方法は、地方自治法第２３４条に定めるところにより、予定価格の範囲内で最低価格の入札書の提出をした者を落札者とするを原則とする。
- (２) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- (３) 最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格に満たない入札をした者は、落札者とはせず、制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (４) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (５) 落札となるべき同一金額の入札をした者が２人以上あるときは、地方自治法施行令第１６７条の９の規定に基づき、システムによりくじ引きをする。ただし、システムによるくじ引きの手続きが困難な場合には、市長が指定する場所及び日時においてくじ引きの手続きを行い、落札者を決定するものとする。
- (６) 一般競争入札の場合は、前項の「落札者」を「落札候補者」に置き換え、資格審査を行う。落札候補者は、次に掲げる書類をファックスにより提出し、審査の結果、入札参加資格の要件を満たしていれば落札者となる。なお、落札候補者が資格を満たしていない場合は、当該入札は「無効入札」となり、開札時の第２順位者を新たな落札候補者として、同じ手順で資格審査を行う。

- (ア) 参加資格確認資料
- (イ) 技術者配置予定表
- (ウ) 同種工事の施工実績表
- (エ) 最新の総合評定値通知書等

6 その他

- (1) この入札の対象案件が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで入札すること。また、落札者は、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について落札決定後に発注者と協議を行うこと。
- (2) この入札の対象案件が、建設工事で分割発注である場合には、落札予定者は、同日に実施されるその後の他の分割工事の入札に参加できない。この場合においては、すでに提出された入札書は、開札せず、無効とする。